

児童相談所一時保護所の生活支援の標準化のための基礎研究 —児童相談所一時保護所運営指針作成に向けて—

茂木 健司
埼玉県中央児童相談所

＜要　旨＞

他の社会的養護施設と比べて整備が進んでいない児童相談所一時保護所の運営やケアのあり方を指針化していくことを目的に先行研究をまとめ、複数の一時保護所職員を対象にインタビュー調査を行った。先行研究では、暴力問題、性的問題、自死遺族、ソーシャルスキルの具体的支援法に関する文献があったが、多くのものが一般化できうるケア方法と思われた。インタビュー調査では、衣食住を大切にし、子どもへの賞賛や承認欲求を満たすケアが効果的であるとの知見を得た。一時保護所のケアと運営を構造的に捉え直すことによって、各一時保護所の独自の課題がクリアになり、改善が立てやすくなること、具体的な実践例の紹介が実践現場には有効であろうことが推察された。

＜キーワード＞ 児童相談所一時保護所、生活ケア、運営指針

【はじめに】

児童相談所一時保護所におけるケアのあり方は「児童相談所運営指針」により基本原則的なことは示されているが、2013年に厚生労働省が示した5種類の児童福祉施設運営指針と比べると内容的にも不十分で具体性に欠けている。このため、現場の実践者は児童相談所運営指針を見ても具体的に日々子どもたちをどうケアしていくべきかについての手がかりとするには不十分である。独自の運営マニュアル、処遇マニュアルを作成している一時保護所はほんのわずかである。また、日々ケアに当たる職員の専門性は十分に確保されているとは言い難く、非常勤や嘱託職員に依存している実態もある。専門性を向上させるための職員トレーニングの機会も限られている。

一方、重篤な被虐待児の安全を確保するために一時保護所の果たす役割は大きく、筆者の実践経験から、一時保護所で適切にケアされるかどうかは、その後の支援効果に大きく影響を及ぼすとの

実践知を得ている。一時保護所で保護される子どもの半数は虐待を理由としており、虐待環境にあった子どもの比率を含めると、児童養護施設と同様かそれ以上の8割程度に上ると思われる。虐待を受けてきた子どもたちの行動特性から、生活場面で児童間、対職員においても困難場面を生じやすい。

このような実情にある一時保護所のケア水準を向上させ、子どもの健全な発達と権利を保障することは喫緊の課題である。

被虐待児童のプライマリケアや長期的なケアへの橋渡しとしての一時保護所での実効ある支援方法を明らかにしていくことを研究の目的とする。

児童福祉法改正により、児童相談所の設置自治体が確実に増えていくことが予想される。それにともない新たな一時保護所も確実に増加していくなかで、新規設置自治体は実践の蓄積のないま

まに一時保護所を開設することとなる。一時保護所のケアのあり方を示していくことの重要性はますます増えている。

1 児童相談所一時保護所のケアのあり方に 関する先行研究

厚生労働省は「児童相談所運営指針」と「子ども虐待対応の手引き」に一時保護所のケアに関して記述したものを発行している。

児童相談所運営指針では、運営の基本的考え方として、家庭的環境等快適な環境、束縛感を与えない、自由に活動できるような体制、子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備及び活動内容の工夫をまず挙げている。次に、子ども同士の暴力やいじめに留意、子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならないとしている。そして、子どもの全生活場面について行動観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行うことを求めている。具体的な生活場面で、日課の立て方、生活指導のありかた、レクリエーション、食事、健康管理、教育・学習指導についての基本的な考え方や留意点が総論的に記述されている。

「子ども虐待対応の手引き」では、行動診断を立てるまでの留意点を4点あげている。

- ①一時保護所の生活は一般生活と異なるところが多いが、日常生活場面がそのままの形で出現しやすい。
- ②被虐待児童は、心身の傷つきやなれた生活からの分離体験、不安等、緊張感などから日常生活と同様の言動が現れるのは稀である。

③入所当初は、抑制、職員への迎合、同上を誘う振る舞い、など良い子を演じ、やがて職員の顔色伺い、試し行動、裏切り行動などが出現する。

④心的外傷体験による問題行動、身体症状、精神症状が現れてくるのは時間がかかる。

そして、対応上の留意点として

①受容的なかかわりながら、子ども行動を一面的にとらえるのではなく、さまざまな変化を見逃さない

②生活場面では、危険を伴うような行動や、極度に他の子どもたちに迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりする行動以外は、あまり禁止したり、制約したりすることなく、日課やルールについても子どもの状況に応じて柔軟に指導するなど受容的な対応をする。

③一時保護所が自分にとって安全で、安心できる場所と感じられるように、職員の対応も含めて環境を整える

「一時保護所の子どもと支援」¹では、暴言・暴力問題への対応、性的虐待を受けた子どもへの配慮、身柄つき通告の非行児童への対応についてケアのあり方についての記述がある。これらを総合すると、

一時保護所に関して未知で不安を強く持っている子どもなので、「入所オリエンテーションは保護所で生活することについて子どもの心理や反応に熟知したスタッフから」「子どもの不安感を解消する工夫や安全を保障する」説明が望まれるとしている。また、入所オリエンテーションにあたっての「落ち着く方法確認シート」などを紹介している。

そして、入所後は「日課に沿った生活を送れるよう声をかけ」、「他児との人間関係を注意深く観

¹ 安倍計彦 編著 明石書店 2009年5月

察」し、必要により個室利用の単独処遇、柔軟な日課運用、特別課題などの対応をとる。集団参加が難しい子どもや、暴力的な子どもには、粘り強く注意指導を重ねる。

実際に、暴力等の問題が起った場合の対応についてフローチャートで示し、個別対応などの方法や再発防止策の話し合いが必要としている。集団で危機的場面となった場合も、段階を示し対応法を示している。

「児童相談所一時保護所の子どもの暴力問題の考察と提言」²は、一時保護所の暴力問題に特化した調査研究報告である。暴力の実態などの量的調査と、子どもの声の自由記述の質的調査、一時保護所責任者に対するインタビュー調査の結果から以下の点を明らかにし提起している。

子どもの行動観察や子どもとの関係づくりに努めている。ほめ言葉のバリエーションを増やす努力や、子どもの発言を受容していく姿勢をもつ。非行児に対しても受容が基本だが、時には善悪をきちんと伝える毅然とした対応が必要（インタビューから）。日課や規則にとらわれず、個別のニーズに合わせて柔軟な対応をとる。そのために必要な職員配置を図る。

- ・指導的態度ではなく、子どもの気持ちに寄り添うことを心がける。
- ・子どもがいつでも相談できるよう、言語的・非言語的メッセージを送る。個別の相談ニーズに応じられるよう、職員配置を図る。
- ・一時保護所の職員として求められるスキルを身につけるため、研修の機会を確保する。
- ・一時保護所の職員同士、および児童福祉司や心理職との間で緊密な情報共有を行い、支援方針

を統一する。

研修トレーニングによる、職員の技術と知識の向上を必要としている保護所は数多くあった。たとえば、子どもの話の聴き方、グループワーク等集団力動の活用方法、発達障害、知的障害のある子どもや非行児への対応方法などである。

日々の生活場面でできる会話も大切にしつつも、個別に面接時間を設定する必要があり、二週間に一度程度は聴きたいところである。面接は、担当職員が各々のタイミングで行う場合もあれば、面接日を決めてその日の勤務者が行う場合もある。また、意見箱の設置もみられた。施設生活で楽しいところ・嫌なところ、他の子からされてうれしかったこと・いやだったこと、職員にしてほしいこと・してほしくないこと、施設への要望など、生活全般にわたった内容を聴き取るとよい。あらかじめ、最低限聴き取るべき内容を記したシートやチェックリストの作成も有効である。

「子どもの抱える課題が多様であり、人間関係も殆ど形成されていないなかで」、一時保護所職員は、専門職として「子どもの行動観察と生活・学習権保障、また不安な心情へのケア、さらに突発的な問題行動への対応など多岐にわたる課題がある。その点でいえば、さまざまな日常生活で生起する予測のしにくい局面への即応的な判断と具体的な対応が求められる」としている。

「児童相談所一時保護所のためのソーシャルスキルトレーニング集」³は、一時保護所に入所してくれる子どもの日常的な生活場面の中で、「子どもの暴力問題」を含めて想定される問題行動場面と他者とのトラブルを解決するために必要なソーシャルスキル（ストレスマネージメント・助けを

² 浅井春夫 研究代表 朝日新聞厚生文化事業団 子どもの暴力防止プロジェクト 助成事業 報告書

³ 全国児童相談所一時保護所研究会発行 日本社会福振事業研究開発基金成事業 2013年1月

求める・アーサーション・対立解消など)を学習するためのいくつかの基本的な実践プログラムを紹介している。

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」⁴は、性被害に特化し、児童相談所での対応全般にわたるガイドラインで、一時保護所での対応についても記述されている。次の7つの局面にわけてそのメカニズムや対応法を記述している。

①初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り ②個別の担当者の設定・定期的・定点的な担当者の面会によるサポート ③性加害傾向児からの被害の阻止 ④解離性の性的表現への注意 ⑤黙っていられなくなる子ども ⑥行動観察と援助ニーズの見極め ⑦一時保護の安全感の受け止め

また、「子どもの性的被害事実の確認に関する援助」としての一時保護所でのサポートの重要性を指摘している。具体的には、

①性的虐待の被害（事実）確認面接へのサポート
②身体医学診察設定へのサポート
の2点から一時保護所での対応の重要性とその役割・方法を述べている。

ただし、当ガイドラインの冒頭に「本ガイドラインは 2011 年 3 月の時点の到達成果を示すものであり、今後の各地の実務経験、法制度の変更、研究調査情報等を反映して今後とも加筆・修正される性質のものと考える。」と指摘してあるとおり、今後の実践知の蓄積と研究成果の反映を期待している。

⁴ 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」、「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究(研究分担者 山本恒雄)」、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究(研究分担者 (故)庄司順一)

「児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方」⁵では、一時保護された子どもへのケアのポイントを以下のとおり要点としている。

①初期の性被害の暴露と直面化のショックへの支援

告白したことの正当性、被害の認識と告白内容を信じるとの告知、困惑や当惑、後悔や不安への配慮・サポート、体調や PTSD や解離性幻覚への注意、睡眠など健康面についての支援、情報の透明性の確保、質問や意思表明の自由の保障など。

②一時保護所入所直後からの支援

ヘルスケアへの注目、ただし、子どもに性被害があるからということでの特別視はしないのが重要。対人面やケアパーソンの確保と関係の定着の支援、被害確認面接や医学診断前後のストレスのサポート、自尊感情の保障、リラックスできる場所の確保、多重再被害の防止等

③長期の課題

ネグレクトの多い成育歴の克服、社会化、感覚、感情の明確化とそのフィードバック、すべてを話せる人の確保、トラウマのケアとしてはトラウマ体験後の回復、成長支援が課題。

一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題を整理し、それらを試行版マニュアルとして整理と提案を試みることを今後の課題としている。

「児童相談所における自死遺児等支援の手引き」⁶では、調査結果から一時保護された児童の 3 %に

⁵ 厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業) 性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究 研究代表者 岡本正子 分担研究報告書

⁶ 2015 年児童相談所における自死遺児等支援の手引き (独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防対策センター 2015 年 3 月 3 日

保護者等の自殺関連行動が確認されていることを指摘し、児童期の自死遺児への対応と支援を子どもが示す反応を例示し、基本的対応と具体的対応法を示している。

○話を聞く（ただ聞くだけではなく気持ちや表現を感じ取ることが大切）。○うそをつかずに正直でいる。答えにくい質問にも誠実に答える。○亡くなった人について話せる機会を作る。でも無理に話させない。○子どもが安心して悲しめる環境を整える。○悲しみ方はそれぞれ違うこと、また、年齢によっても悲しみの表現が違うことを理解し、尊重する。○くれよん・ペン・鉛筆・絵の具などを用意し、言葉以外で感情表現する機会を作る。○走ったり飛び跳ねたり、エネルギーや感情を発散する方法を見つけてあげる。○気長に取り組む。○体調に気をつけ、規則正しい食事をし、水分を十分摂るよう促す。○必要以上に心配し過ぎない。○家族が一緒に過ごす時間を持つ。○子どもが必要とするときはそばにいて支えてあげる（就寝時辛そうな時に、本を読んであげたり、寝付くまで添い寝をするなど）。○子どもの大切な人の死を学校の先生に伝えて、関わり方を話し合っておく。

2 全国の一時保護所の先駆的な実践例収集

平成27年9月4日、5日の二日間、全国児童相談所一時保護所研究セミナーを開催し、41自治体、60一時保護所から119人の現場職員の参加を得て、多くの実践例の報告を得た。近年から、児童心理司等のSVを受けながら一時保護所心理職員による心理教育プログラムの実践や、そのことのケアワーカーとの共有、ケアワーカーもいくつかのペアレンティング技法を導入して、ケアの質を上げる実践をしているところが確認された。これら

を推進していくにあたっては一時保護所のSVやリーダーの役割が大きいことがわかった。

3 訪問インタビュー調査

（1）目的

日常的なケアの中で、ケアワーカーが大切にしている支援原理や、重要視している支援方法、禁忌している支援はどんなことなのか。また、その方向に向けてどのようにスーパービジョンが行われているのか。そして、そのようなケアワーカーのかかわりは子どもの発達やダメージからの回復にどう影響を与えているのかを聞き取り、一時保護所における日々の効果的なケア方法を明らかにすることを目的とする。

なお、当研究は立教大学研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した。（承認番号 2015-014）

（2）方法

全国児童相談所一時保護所研究会から、児童相談所長宛にインタビューの依頼文書を送付し、対応が可能な児童相談所一時保護所のうちの8か所を対象に、平成28年3月に訪問し、一時保護諸所責任者または児童指導員等に半構造化面接によりインタビュー調査を実施した。1か所当たりのインタビュー時間は、おおよそ2時間程度。自治体名および児童相談所名は明かさない条件で聞き取りを行った。聞き取りの内容は、以下のとおりである。

①（基本的事項）貴一時保護所の特徴について教えてください。特に、業務概要に記載されていない子どもの特徴や職員体制等の支援体制を教えてください。

日々の子ども集団の性別、年齢構成、相談種別、子どもの生活上の特徴、人間関係の取り方など、職員の職種、資格の有無、勤務体制、日課、建築。

設備等の状況

②児童支援で大切にしていることはどんなことか。生活支援の原理・原則、具体的な場面、特に、食事・睡眠・衣類・排泄・入浴等清潔維持の支援。人間関係（対職員、子ども同士）への支援、遊び場面における支援、生活支援全般で工夫していることなど。学習指導（原理原則等基本的事項、学習指導員、時間割、学力評価、学習結果の評価、用いる教材、在籍校との連携などについて）
③入所前に一時保護所の職員が子どもと接触することはあるか。接触するのはどんなケースか。何を目的にした接触か、事前接触での留意点。

入所時のインテークあるいはオリエンテーション面接で特に気を付けていていること。入所時に子供から聞き取る内容、子どもに伝えること、特に工夫していることなど

④集団支援と個別的支援のバランス

集団秩序維持の工夫、小集団に分けることはあるか、個別対応をすることははあるか、それはどんな場合か、個別対応ではどんなことをするか、個別対応職員配置は意識されているか、個別対応を行うにあたり所長決裁等何らかの手続きが必要か。一人の子が継続的に集団の場と個別の場を組み合わせるようなことはしているか。「個」の時間と場所保障に対する職員の意識はどんなものか

⑤行動観察について

行動診断は何らかの書式は？行動診断するうえでの視点。行動診断における保護所心理職・児童心理司の関わり。行動診断において心理所見の記述は影響するか。観察会議の頻度。観察会議の出席者。観察会議は何を結論とすることを目的にしているか。

⑥職員の専門性の確保・維持・向上の工夫

福祉職等専門職採用は？実態として一時保護所に配属される職員は？行動診断や生活支援でのSV体制。一保のSVは、どんな人（職位・職種・経歴等）か。SVに求められること。職員の研修体制。職員の専門性の確保・維持・向上に必要なこと。

⑦行政（県や厚生労働省）に望むこと

⑧研究者や当会に望むこと

⑨その他補足することはありますか。

また、児童相談所業務概要のほかに、一時保護所運営支援マニュアル、行動診断マニュアル等の資料を入手した。

（3） インタビュー結果

インタビューにより収集された発言は文字化し、KJ法により、カテゴライズを試みた。結果は、表1のとおりである。

一時保護所は、児童養護施設の施設最低基準に準ずる施設であるが、設置自治体により大きな差異のあることが明らかになっている。ひとつは、規模である。ひとつの施設で70名もの収容定員を持つ施設がある一方、収容定員が一桁の施設もある。実質児童数では、規模の大きな一時保護所ほど入所率が高く、規模小さい一時保護所は入所率が低い傾向が指摘されている。また、職員体制を見ても、夜勤体制を組み嘱託やアルバイトはあくまで補助的な役割としている施設がある一方、夜間や休日は、嘱託・アルバイト職員が子どもの保護業務の中心的な役割を負っているところもある。

保護児童の性別構成、年齢構成、相談種別構成には大きな違いはないが、虐待による保護の増加、中卒児童の入所の増加、児童養護施設等での不適応行動に伴う入所児童の増加をあげる一時保護所が多い。

そして、ほとんどの一時保護所では多くの実践化や研究者から構造的課題として指摘されてい

る「混合処遇」が行われている。

第1カテゴリー	第2カテゴリー	項目・内容
衣食住の保障とリズムのある生活	清潔維持	毎日洗濯する 自分の衣類が着られる 毎日入浴する 体のあらい方や洗髪の仕方を教える 入浴時必要により子どもの了承を得て介助 原則一人ずつの入浴とする 爪を確認・爪切りの時間を作る
	おいしい十分な食事	食事が必ずある、自分の分が確実にある お代りを十分に用意する 嗜好を考えた献立をたてる アレルギー除去食を準備する 定期的に嗜好調査して献立に生かす 子どもと調理員が顔の見える関係にする 楽しく食事できる 最低限のマナー指導を行う 子ども間の人間関係を配慮して座席を決める
	睡眠がとれる	寝る場所がある 睡眠時にプライバシースペースを作る 不安な時は職員が添い寝する 暗い部屋が苦手な子どもは点燈のまま寝られる 不眠であれば診察・投薬を行う
	健康管理	嘱託医による所内小児科健診を行う 日々の健康観察を確実に行う 怪我疾病時は医療機関を受診する
楽しい張りのある生活	生活のアクセント	定期的な行事を実施 運動の機会をたくさん作る 施設外の活動場面を作る
	達成感を持てる支援	努力の効果がすぐに出来る学習を工夫 発表会の実施
	レクリエーション保障	漫画やゲームを準備する 遊ぶことを大切にする 多様な遊具やスペースを準備する
職員から大切にされる	子どもの良さを生かす	些細なことでも誉める 誉めるケアを中心に据える 子どもの努力を評価する 子どもに丁寧に説明する あらゆる場面で無理強いしない
	よりよい関係を結ぶ	遊び相手になる 楽しい・うれしいといった感情の共有をする 一緒に活動する 使ってほしい言葉を掲示する
	特質をふまえた対応	視覚化を用いて説明する 感覚過敏を配慮した対応する ルール化による分かり易い日課 いつも見通しをつける

	トラブルの未然防止	使うべきでない言葉を掲示 対人距離における片手の距離の説明と徹底 代替行動を教える トークンエコノミーを実施する 心理教育（アンガーマネージメント）を実施する からかいにも留意している 個別対応を行い集団ケアにこだわらない 行動診断に基づく防止策を検討
	トラブル時の適切な対応	暴力行動の時はまず職員・他児は逃げる、離れる タイムアウトを活用し適宜クールダウンを図る トラブル時に全所的対応をする 集団合流前に個別対応をする
職員の資質	職員の専門性	他の一時保護所と実践交流をする 職員にペアトレなどの実践的研修を行う 嘱託職員・アルバイトにもペアトレなど実施する マニュアルだけに頼らない臨機応変の対応をする
	職員のチームワーク	十分な引継ぎを行う 職員間の活発な議論を行う 職員間の助け合い 職員が相互に得手・不得手を理解しあう
	職員の感性と価値観	子どもの言動表情から何かを感じ取る感性 正義感を持った職員 一保職員の倫理綱領を制定する
施設管理	安全な空間	個室がある。事実上の個室対応が可能 仕切り等を用いて、個のスペースを作る 押しかけ、強制引き取りがないよう施錠・セキュリティ確保
	危険発見の努力	インシデント報告の実施 インシデントに基づく対策を立てる
	児童の権利擁護を意識した施設管理	意見箱の設置 苦情窓口を子どもに周知 職員によるセルフチェックを実施する 定期的に外部評価を受ける

4 考察

児童相談所事務処理要領では、子どもの対応に関してさまざまな工夫を求めており、全国の一時保護所は、限られた条件の中で、さまざまな工夫を行い、安全・安心を実現させている。その根本にあるのは、衣食住保障を中心とした生活支援と子どもを承認し賞賛する子どもを大切にするケアの実践により効果を上げていると言える。その工夫は、職員のたゆまない努力によるものだが、こうした効果的な実践が、その一時保護所や自治

体だけに留まり全国に普及していない現実がある。また、先行研究成果が十分に生かされていない印象を持った。いずれも、一般化できるものを含んだ支援方法が紹介されており、広報と現場の資料収集が課題である。

一時保護所のケアを構造的に捉えたのが図である。構造的に捉えることにより、各一時保護所の課題がクリアにされ改善の糸口となるだろう。さらに、具体的実践例を多く紹介した運営指針が整備されれば、優れた実践が広まり、さらに

改良改善して行くことが可能になると思われる。

【謝辞】

任意団体でしかない全国児童相談所一時保護所研究会の研究に対してインタビュー調査に応じていただいた児童相談所の皆様、インタビュー

の実施に尽力くださった会津大学短期大学部の鈴木勲先生、淑徳大学大学院の初谷千鶴子様にお礼申し上げます。

